



東京都豪雨対策基本方針 (改定)

令和5年12月
東京都

はじめに

東京都では、市街化の進展に伴う都市型水害に対応するため、河川、下水道の整備に雨水流出抑制などを加え、総合的な治水対策に取り組んできた。

2000年代になると、局所的な豪雨の増加が顕在化し、市街化が進む中小河川周辺を中心に被害が続いた。このため都は、「東京都豪雨対策基本方針」を策定（2007（平成19）年）・改定（2014（平成26）年）し、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の5つの施策について方向性を示し、関係者が協調して目標に向けて取組を進めてきた。

今後、気候変動による降雨量の増加が見込まれる中、人口・資産が集積し、高度に土地利用される東京においては、激甚化・頻発化する豪雨への対策強化は急務である。

一方、国においても「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月の答申を踏まえ、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進している。

これらの背景を踏まえ、今回の改定に当たっては、気候変動に対応するため対策の目標を引き上げ、豪雨対策の5つの施策の更なる強化とあらゆる関係者の連携により新たな取組を生み出すことを狙いとしている。

刻々と激甚化・頻発化する豪雨に対し、災害リスクが高いエリアへの重点的な対策強化により、事業効果を早期に発現させ、より強いまちへと進化させる。

また、区部と多摩部での雨の降り方、整備主体の違い等の地域特性に応じた取組を組み合わせ、優先度に応じて、関係自治体とともに段階的に事業を展開する。

これらの取組とともに、高台まちづくり、雨水流出抑制に資するグリーンインフラなどの新たな取組をあらゆる関係者が主体的に行うことで、今後の長期的な視野を持って気候変動に対応した豪雨対策に取り組んでいく。

新たな方針に基づいて豪雨対策を進め、人々の安全安心を確保し、経済成長の基盤を築き、豊かな生活を創りだす強靭で持続可能な首都東京を実現する。

目 次

第1章. 「東京都豪雨対策基本方針」の考え方.....	1
1.1. 基本方針の位置づけ	1
1.2. 基本方針改定の目的	3
1.3. 基本方針の対象範囲	5
1.4. 豪雨対策が目指す東京の姿	6
第2章. 豪雨対策の現状と課題.....	7
2.1. 豪雨の現状	7
2.1.1. 増加する降雨	7
2.1.2. 降雨の地域特性	8
2.2. 都市構造・社会経済環境の現状	9
2.2.1. 市街化の進展と資産集積の現状	9
2.2.2. 少子高齢社会の現状	12
2.3. 浸水被害の現状	13
2.3.1. これまでの浸水被害	13
2.3.2. 都市部における浸水被害の特性	16
2.4. 豪雨対策の現状	17
2.4.1. 河川整備	17
2.4.2. 下水道整備	20
2.4.3. 流域対策	25
2.4.4. その他の対策	27
2.5. 豪雨対策の課題と方向性	32
第3章. 対策の方針	33
3.1. 豪雨対策の目的	33
3.2. 豪雨対策の目標	34
3.3. 各施策の役割分担	38
3.4. 重点対策と段階的な事業展開	40
3.4.1. 基本的な考え方	40
3.4.2. 外水はん濫への対応【対策強化流域】	41
3.4.3. 内水はん濫への対応【重点地区】	42
3.4.4. 段階的な事業展開	45

3.5.	目標を超える降雨への考え方	46
3.6.	あらゆる関係者による取組	47
第4章.	具体的な取組	48
4.1.	取組の方向性.....	48
4.2.	具体的な取組.....	49
4.2.1.	外水はん濫を防ぐ「河川整備」	49
4.2.2.	内水はん濫を防ぐ「下水道整備」	54
4.2.3.	雨水の流出を抑える「流域対策」	63
4.2.4.	水害に強い「家づくり・まちづくり対策」	65
4.2.5.	生命を守る「避難方策」	73
4.3.	一人ひとりができるここと	76
第5章.	豪雨対策の更なる推進に向けて	77
5.1.	豪雨対策を進める計画や取組の推進.....	77
5.2.	自分ごと化を図るための情報発信強化.....	78
5.3.	最新の技術や知見の活用	78
5.4.	みんなで取り組むための「人づくり」	79
5.5.	PDCA サイクルによる事業推進	79